『寛治二年白河上皇高野御幸記』をめぐる諸問題

海老沢和子・加藤正賢・羽根田柾稀・手嶋大侑・丸山裕美子

はじめに

る高野御幸であった。 後鳥羽上皇は二十八回も行っているが、こうした上皇による寺社参詣の嚆矢といえるのが、寛治二年の白河上皇によ とが知られる。とくに熊野御幸は九度に及んだ。白河後の鳥羽上皇は熊野御幸を二十一回、 寺御幸を行い、その翌年に熊野御幸(初回)、ついで二度目の高野山、さらに金峯山御幸と連年寺社参詣を行ったこ (一〇八六)十二月に八歳の堀河天皇に譲位した。譲位後の白河上皇は、この高野御幸 河上皇が寛治二年(一〇八八)二月に高野山に御幸した際の記録である。上皇は、御幸の一年三か月前、 高野山西南院に所蔵される『寛治二年白河上皇高野御幸記』(以下『寛治二年高野御幸記』)は、タイトル通り、 (初回) 後白河上皇は三十四回 の翌年に近江の彦根 応徳三年

記」として引用され、 翻刻は その詳細な記録である『寛治二年高野御幸記』は、十九紙からなる巻子本で、鎌倉時代前期の書写とされる。 、『扶桑略記』と対照しつつ全文が紹介されており、その点で至便である。 和多昭夫氏による翻刻と、増補続史料大成の翻刻とがある。『東大寺要録』には 『扶桑略記』においては、 出典を記さないもののほぼ同文が抄出されている。(⑸ 「白河院高野巡行之日 前掲の和多氏の

する。?

あ₍₆₎ 白である。 末尾に 白河譲位後もひきつづき近臣として、院の信頼が厚かったことが知られる。 この寛治二年正月には、 「参議右大弁藤原朝臣通俊奉 通俊は、 妹が白河の寵愛を受けて覚行法親王を生んでおり、 正三位に叙されたが、 ::勅命: 粗実録矣」 それは白河院別当としての行幸賞 とあり、 この記録が参詣に同行した藤原通俊によることは 白河の在位中は側近として、 (堀河天皇の 蔵人頭を勤めて 朝覲 明

兀

は、 高野山だけでなく、 Ш の上皇の参詣は、 熊野・金峯山などはいずれも宇多上皇が参詣した地であり、 白河上皇が初めてではない。 昌泰三年 (九〇〇)に宇多上皇の先例がある。 その顕彰の意味があっ Ш 憲氏

三年(一〇九六)に参詣してい つづけているとい 大師廟堂」を参拝するためのもので、これは弘法大師が高野山奥の院の廟内に生けるがごとく存在し、 (一○四八)に、さらにその子の関白師実が永保元年(一○八一)と康和元年(一○九九) 貴族による高野 · う 7山参詣の例としては、 この頃流布しはじめた入定信仰によるものである。 る。 3 摂関家の嫡流が、 前太政大臣藤原道長が治安三年 道長の嘉例に倣っているのであろう。 (一〇三三) に、 その子関白頼 道長の高野詣は、 師実の子師通も嘉保 人々を救済 遥が 永 承三

法親王が、 想があ 河の高野御幸の動機については、 前年寛治元年(一〇八七)三月に参詣しているのも、 大江匡 |房の勧めがあったという。上皇の子で、『寛治二年高野御幸記』の記主藤原通 「高野弘法大師廟堂」を拝するためで、「多年之蓄懐」 関係があるかもしれない があったとい |俊の 甥に また夢

二度高野山 である。大治二年には鳥羽上皇も同道している。 へ詣でている。 二度目は三年後の寛治五年 (一〇九一)、三度目は亡くなる二年前とな

的 寛治二年の高野御幸については、 遊興的 右大臣源顕房以下多くの公卿が同行したこの御幸を、 な意味合い が 強い いとされる。 参詣ブームの高まりのなかで行われたもので、 か L 摂政・ 左大臣 単なる物見遊山とみてよいのだろうか。 右大臣 内大臣 以下、 個人的な信仰ではなく、 ほ とんどの公卿が出立に集 物見遊 Ш

また「寛治二年中感得記文」(『塵添壒嚢鈔』所引) 白河上皇自身の信仰の側面を考える必要があるのではないか。 弘法大師は生身のまま入定し、弥勒下生を待っているという信仰が、ちょうどこの頃確立したことに の存在や、『弘法大師御行状集記』の成立が寛治三年であるこ

あろ^[1]。 皇となって最初に御幸すべき寺社として、高野山が選ばれているわけで、そのことの意味を考えなくてはいけないで 月に鳥羽がわずか五歳の崇徳天皇に譲位した一年九か月後、上皇となって最初の遠方への御幸であった。 白河上皇による高野御幸を先例として行った御幸だったことが明らかである。天治元年は、 元年高野御幸記』)。そこには、「寛治之例」「寛治例」ということばが頻出する。 鳥羽上皇が天治元年(一一二四)十月に参詣した際の藤原実行による記録『高野御幸記』(群書類従、 鳥羽上皇の高野御幸は、 保安四年(一一二三)一 つまり、上 以下『天治

めぐるさまざまな課題について、各人の関心のもと、考察を加えたものである。 そうした問題意識のもと、これまであまり本格的な検討がなされてこなかった 『寛治二年高野御幸記』

注

- (1) 寛治二年の白河上皇の高野御幸についての専論としては、柿島綾子「白河院の高野山参詣について―寛治二年(一〇八八) 先行研究は少ない 題に関わって、 御幸の検討―」(『國學院大学大学院紀要 「詣における場と人々」 (『旅と移動 堀内和明 「中世前期の高野参詣とその巡路」(『日本歴史』六一九、 人流と物流の諸相―』竹林舎、二〇一八年)などがあるが、 文学研究科』四〇、二〇〇八年)があり、 一九九九年)や伊藤哲平 同時期の高野参詣に関しては、 同時期の熊野御幸に比べ、
- 2 和多昭夫 「史料紹介 寬治二年白河上皇高野御幸記 (二)」(『密教文化』五二、一九六一
- 和多昭夫 一史料紹介 寬治二年白河上皇高野御幸記」(『密教文化』五一、一九六○年)。
- 『玉英記抄 聾盲記 後奈良天皇宸記 土右記 寬治二年白河上皇高野御幸記』 (臨川書店、 一九六七年)。

を

江戸時代に紀州藩が編纂した『紀伊続風土記』(一八三九年完成)には 「白河院高野御幸記」とか 「寛治二年御

六

- 6 俊・大江匡房・藤原仲実・藤原師信・藤原宗通・高階為章の十二人であった。なお『公卿補任』 「正月十九日叙正三位(院別当、行幸賞)」とある。 『中右記』寛治二年正月十九日条によると、この日堀河天皇が白河上皇の御所大炊殿に行幸 院別当らが叙位されている。 このとき叙位された院別当は、 藤原家忠・源家賢・藤原公実・藤原基忠・藤原経実・藤原通 (朝覲行幸) 寛治二年の藤原通俊の項にも
- (7) 小山靖憲『熊野古道』(岩波書店、二〇〇〇年)二四頁。
- 8 (吉川弘文館、二〇〇三年) などを参照。 (大日本古文書『高野山文書』所収)。 道長の高野山参詣については『小右記』に、頼通の参詣は平範国が記録した『永承三年高野山御参詣記』 師実の参詣は『水左記』に詳しい。その他貴族の高野山参詣については、 白河の子覚法法親王と鳥羽の子覚性法親王の参籠記録である『御室御所高野山御参籠日記』 なお同時代の史料として、三条の子大御室性信法親王の参詣の記録は 山陰加春夫等編 『和歌山 が高野山に現存する ・高野山と紀ノ川 (続々群書類従 『御室相
- 9 らせたまへば」とある 『栄華物語』巻一五に、 道長の高野山参詣について、「かうやにまいらせたまひては、 大師の御入定のさまをのぞきみたてま
- 10 『高野山御幸御出記』、『続弘法大師年譜』など。ただしいずれも後世の史料であることに注意が必要である
- 11 『高野春秋編年輯録』(大日本仏教全書)。ただしこの参籠の理由は、 師である大御室性信法親王の先例に倣ったものとされ
- 12 中世をひらいた帝王』(日本放送出版協会、二〇〇三年)一七八・一七九頁など。
- 13 同成社、 一寛治二年中感得記文」や『弘法大師御行状集記』などの大師信仰については、 二〇〇二年)を参照 白井優子 『院政期高野山と空海入定伝説
- 14 しつつある高野山を院政下に取り込むための宗教的政治行為であった」とする。 堀内和明前掲注(1)論文は、「参詣の行粧は院の権威を京内外に誇示するとともに、 あるいは白河院の信仰の問題も考える必要があるのではないかと思う。 院の権威を示すという点に異論はないが、 密教の根本道場として一大勢力に成長 純

思い

を抱いていたに違いないと思われるからである。

寛治二年の高野山参詣と大江匡房

海老沢和子

寛治二年(一〇八八)二月、白河上皇は高野山への参詣を挙行した。

白河上皇の高野山御幸は、 二月二十二日の出御の儀には、 上皇の「御夢想」と、大江匡房が上皇に専ら勧め申したところによる、 摂政、 公卿以下参会したなかに大江匡房も参列していた。 とされ

だが、白河上皇の高野山参詣を記録した『寛治二年高野御幸記』には、行幸の動機について記されていない。

こでは大江氏における匡房の立場から、 と大江匡房の熱心な勧めであるというのも後世の記録であるため、事実であるか定かではない。(⑶ にしろ匡房が高野山参詣を上皇に勧めたことが記録されたということは、 幡大菩薩法楽の祈りを捧げたことがあり、 大江匡房の信仰に関しては、 「御許山法華三昧縁起」に浄行の僧六口を宇佐御許山におき法華三 高野山参詣に対する匡房の思考を考察してみたいと思う。 ほかの事例とも合せて検討していかなければならないだろう。 匡房自身が高野山に対して何らかの特別 味 後世の記録であ を修めさせ、

思 あった。白河上皇の高野山参詣が挙行された寛治二年当時、 大江音人(八一一~八七七年)である。 占めるようになり、「江家」と称されようになる。大江家が学問の家として始祖と位置づけるのは、 いを抱く理由は、 大江氏は菅原氏と並ぶ学問の家で、菅原道真が大宰府において客死して以降、 彼の曾祖父の代に遡ると考えられる。 匡房の曾祖父にあたる匡衡も文章博士や東宮学士を務めた文人官僚 匡房は左大弁であったが、
 菅家に代わって儒家の中心的位置 **匡房が高野山に対する特別な** 匡房の七代前

1 曾祖父大江匡衡について

康保元年(九六四)は、 勧学会(三月と九月に大学寮の文章院の学生と比叡山の僧それぞれ二十人が一同に会し、

で元服している。 法華経』 を学び念仏を誦し詩を作る) 彼は勧学会が催行されるようになり大学寮に学ぶまでの期間に、 が開始された年であった。 同年、 大江匡房の曾祖父にあたる匡 当行事において二首の詩を残し は 十三歳

る。 とも言われている。 に任ぜられ、 大江匡衡につい しかし、 甪 はされ 赤染衛門と婚姻後 翌月には検非違使を兼ねた。武官であったことで襲撃され左手指を切断される刃傷事件にも遭って たものの、 いては、 対策及第後、 江納言として知れわたった大江維時の孫として、 維時・斉光が得た地位を得ることはできなかった。 三年目の天元五年(九八二)正月にようやく官職を得たが、武官である右衛門権 藤原道長との距離を縮めることで、次第に運気が巡ってくる。 遺訓を守り学業を修めたが、 これには父の失脚があるのでは 後年、 ない 儒家と 尉 か

ける文化サロンでの人間関係をも円滑に維持できたのであろう。 後も伺候していた。 . 衡の妻となった赤染衛門は、 匡衡は学者としてだけではなく、 源雅信の屋敷に出仕して雅信の娘である倫子に仕え、 赤染衛門を通じて、 道長と倫子の娘である中宮彰子の後宮に 倫子が藤原道長と結婚し お

師を勤めている 東宮権大進であった一族の大江景理も近侍していた。 一衡は、 永祚元年 (『権記』同年十二月二日条)。この時、 (九八九) には文章博士に任命された。 文章生であったで挙周と親子で参加するとともに、 長保二年 (一〇〇〇)十二月の敦明親王の読書始には 詩宴には

を出産することを予言的中させ、 の頃から道長邸で行われる詩宴に加わるようになるが、 役職も上げ、 式部大輔と丹波守を兼任するまでになった。 皇子誕生のおりには名を撰進している。 さらに一条天皇の中宮彰子が敦成親王 このように着実に藤原道長の信頼を得 (のちの 後 条天

なか ることを願い出ている(『本朝文粋』巻第六)。その甲斐あって、 その間に、 匡 衡 受領として経済的な安定も図っている。 も長徳二年 (九九六) 正月、 検非違使としての勤務実績により、 国司ポストは経済的に安定するため、 越前守に任ぜられ赴任しているが、 越前 国と尾張国で欠員 希望申請する官 さらに同 1人が多 備

ことにより交替された際の任命であった。 中 職務経験を評価され られた。 介の兼任を請う奏状を奉 権守 二度目 (長保三~寛弘二年 三度目は、 てのことであった。 Ď, 前任国守であっ 国司任命への希望申請を盛んに行ってい [一〇〇一~五])、 何かにつけて紛争の起こる尾張国に学儒として名の通 これは非法や違法の取り締まり、 、 る。® た藤原元命および藤原中清が、 守 (寛弘六~七年[一〇〇九~一〇]) る。 郡司・百姓等から なかでも尾張国 風俗の粛正を司る検非違使や弾正台での は、 と三度にわたって任 つ 「非法」 権守 た匡衡を配 (正暦三 年 元

姓の不満に対処させたものと考えられてい

てい て 易進上の絹」 遂げたこと、 み みられ、 依然として国守と「国人」との紛争は続いていたことが窺われる。こうした紛争に対して匡衡夫妻は辟易してい た種籾の発芽を促す水漬けをせず、干したままにする行動に出たという。 ることもできる。 実際 る。 景理の二の舞にはなりたくないとい 国をよく治め、 巻第六)、 また、 匡衡は三 赴任した際に「国人」(田堵百姓) を調達するのに公費の支出をしなかったことを挙げて、それがいずれ 伊勢豊受宮の料米や内裏の宣耀殿の建設費用に准穎を進めたこと、 治めやすい国 朝廷が官符・宣旨で指示した「国分寺・神社 それとともに、 度目の任期中に、 所定の期限までに貢納を果たし、 これらは、 への異動を申請している。 ح 前 任の国守が尾張国 0 かつての尾張守としての功績を列挙して、 時 期に う意識が は「はらたつこと」 族 強くあ の大江景理が受領功 一の郡司・百姓等に愁訴されたことを強く意識 功績があっても過ちはない」 この時の遷任は実現しなかったが、 9 たものと考えられる。 ・諸定額寺十二箇処」 があると農作業を拒否して、 過定に 尾張国では前任国守が停任されて以 お (1 さらには蔵人所の召しに応じて 美濃守を望む奏状を作り 7 という定型的な自賛の文辞を並 も朝廷の要請に応える功業である の修造を、 過 とされている。 奏状には 春に播くために下さ 官物の支出なしでやり している姿勢とみ 「民をいつくし これに対 (『本朝文 n

2 大江景理と高野山復岡

八月二十五日条)。

大江匡衡と同時代を生きた同じ一族の大江景理は、 (『尊卑 摂津守兼左馬頭であった長元元年(一○二八)八月二十四日に卒去した 匡衡より十一歳下で、 河内・備前等の守、 (『小右記 内蔵権頭、 長元元

条)。 わたり蔵人として天皇および摂関家と比較的距離が近く華々しい生活を送っていたように見うけられる。 の春日社参詣の試楽に舞人を務めたのが、現存する日記・古記録での初見となる(『小右記』寛和三年三月二十六日 『枕草子』に受領は伊予守、紀伊守、 大江景理は、 また、長和三年(一〇一三)には右中弁として昇殿を許される(『小右記』長和三年正月十日条)など、 **匡衡のような学者の系統ではなかったようで、二十五歳の永延元年** 和泉守、 大和守がよいとされるが、景理は紀伊守にも任命されていた。 (九八七) 三月に、 摂政藤原兼

高まった。 任ぜられたことは、 真が中心となり、 その頃 の高野山は、 景理が紀伊守を勤めたのは、 東三条院 文章博士であった大江匡衡から藤原道長への働きかけがあっ 正暦五年 (藤原詮子。 (九九四)に火災で焼失して以来、 ちょうど高野山 円融天皇后で藤原道長の姉)にはたらきかけることで、 の復興が始まった時期にあたる。 荒廃していた。しかし、 たのかもしれない。 この時期 高野山 朝廷で復興 に の寺家執行検校 景 理が紀伊守 の気運

るが 野山再建は講堂だけではなかったため時間を要したようで、 紀伊守に在任中の景理は、 (『魚魯愚抄』 四、受領挙事)、この頃の延任は珍しい事例であった(『北山抄』巻第十 長徳四年(九九八)に金剛峯寺の講堂再建を奉行している。 長保元年(九九九)正月には紀伊守を二年 景理が任期中に携わ 延任重任事)。 延任され 0 た高

を造営するため 充てられたという。 山再建は勅により紀伊守景理を通じて精力的に進められたようで、 とされ に寺領を没収し、 これに より 『高野春秋編年輯録』巻第四にも 「寺僧無」 営作料に加えた。それ以後、 住 山之依拠。 故各離散 「勅」紀伊守景理、先令」造」営御願堂。 代々の紀伊国司は景理を先例として常に寺領を収公す してしまった、 再建に必要な莫大な費用には、 とされ てい v-る。 景理が勅 仍没一収寺領 により 領 が 加 没 IJΖ

Щ 年延任して長保三年(一〇〇一)正月まで在任している。 (⑤) 爾以 た典型的な ことと考えられるが、 にあたったような記述がある。 謀。」とされている。 て紀伊守として焼失後の高野山復興に尽力したと捉えられるが、 るようになったという。 にとって復興が開始された当初の守景理の印象が強く残っていたとも推測される。 『高野山勧発信心集』 代々国司、 受領 の人物像として記録されているのである。 准一任先例公 そのほか 後任の源兼相がひと月あまりで、さらにその後任の源致時が二年ほどで亡くなってい また、 (祈親上人住山初事)には、「去長保三年、 『高野山堂塔記』(奥院御廊) 大江景理の任期は当初、 寺領を没収された寺僧たちは、 常致 収公 之尅、 常住不退之山僧 長徳元年 これについては、 にも、 住むところを奪われ離散してしまったと記され 高野山側からみた景理は、 (九九五) 景理が紀伊守として長保三年(一〇〇一) 忽失言堅住之便。 紀伊守景理、 から長保元年 国守交替の直後で前任者の影響があ 造…高野山ノ御堂、 朝廷からみた景理 観念坐禅之道人、 (九九九) であったが 租税を収奪し寺領を奪 永闕 は る。^{[]6} 勅を受け に造 <u>止</u> っった 7 自 4

理が過失とされたことについては後任の橘儀懐から、 た 受領功過定を受けた尾張守藤原元命は、 を削られる措置をとられている (『小右記』永祚元年四月五日条)が、 長保五年 (『権記』長保五年四月二十六日条)。 (10011)年四月二十六日の陣定におい (『御堂関白記』『権記』 元命の場合は、 これに対して翌寛弘元年(一〇〇四) 尾張国の郡司・ 好明寺の加挙本稲の現物はあるという返牒があったため、 て、 過失ではないとされた。その一方、景理は過失とされ 寬弘元年三月七日条)。 百姓等から国内での非法を訴えられて国守を停任され 任期を終えた大江景理は、 の功過定において、 受領功過定を受けた。 前任国守として景 たの 同じ場 てい だ

は わ れる。 後任 のように景理 それ 源兼 旦は過 相 にもか 0 失とされており、 致時と相次い 国守としての仕事ぶりは、 かわらず国守が功過定において、「過」 で亡くなっていることから 高野山側からみた受領像と実際と乖離する面もみられる。 受領功過定においては とされた先例として、 引き継ぎが円滑に進まなか 加挙の分付に につい 『北山抄』 て指摘され、 つ たために起こったことと (巻第十 景理 厳 過 古今定功過 失につ 61 追 及に 妆

ける先例として後世に伝えられたのだった。

ては くなど、 厳しい評価をくだされたのである。 には記され 都での景理に対する天皇および摂関家の信頼は厚く、 てい る。^[] 朝廷において儀式等で主要な職を任されるなど、 しかし、 紀伊守の任期終了後も賀茂祭の内蔵寮使や、 彼が亡くなった時には摂津守任期中でもあった。 都での華やかな生活とは裏腹に、 勅使として法性寺に赴 国守とし

3 大江匡房にとっての高野山

に朝廷でともに出仕する機会もあった。また、 かし彼の評価 のように大江匡衡と景理は、 は 『権記』『北山抄』『高野山勧発信心集』等にみられるように、 大江氏として同時代を生き、 景理の方は勅により紀伊守として高野山再興に奔走したのである。 都では長保二年 (一〇〇〇) 良きにつけ悪しきにつけ摂関期 の敦明親王読書始のよう お

えられ 議ではない。 同時代を生きた景理は、高野山の復興にあたり初期段階で国守として携わった一族の誇りとして映ったとしても不思 を縫う喜びを歌っている。 みていたのではないだろうか。 こうした世 こうしたことから大江氏一族が復興に携わった高野山に対して、 蕳 の評 |価とは違い、 匡房が生まれた長久二年 (一○四一)、赤染衛門は健在で、 匡衡の曾孫である大江匡房は、 宮廷社会での彼らの華やか **匡房が特別な場所と捉えていたとも考** 曾孫の匡房のために初着 いない。 な時代を、 また、 憧憬をもって 曾祖父と

1/7 に 王 てい 一房は、 あるのでは た 後三条天皇および白河上皇の皇太子時代から東宮学士を務めており、 匡 ない 一房が、 か。 高野山 |再興に奔走した景理の時代に思いを馳せ、 上皇にたびたび高野山参詣を勧めたことは 院近臣として白河 上皇と信頼関係

注

- $\widehat{\mathbb{I}}$ 『高野山御幸御出記』(続群書類従)、『高野春秋編年輯録』巻第五(大日本仏教全書)。
- 2 (真言宗全書)。
- 3 る 野は正しく弘法大師全身を止めて入定あり、是れ三国無類の霊地なり」と答え、 譜 和多氏はこの点からも大江匡房の空海や高野山に対する知識は人並み以上であり、高野霊場を説くだけの理由は充分考えられ 和多昭夫 (木本好信編、 とされている。しかし、匡房が高野山について関心を持つに至る経緯については明らかにされておらず、 巻四(真言宗全書)にも、 「平安時代の高野山参詣記について」(『印度學佛教學研究』 一五-二、一九六七年)によると、『続弘法大師年 国書刊行会、一九八五年)等にも残されていない。 白河上皇が天竺詣の希望を語ったところ、大江匡房が 高野山への参詣が必要であると説いている。 「扶桑地中、 最勝の霊地無きに非ず、 『江記逸文集 高
- 4 『宇佐神宮史』三巻所収「宮寺縁事抄」承徳三年二月二十九日。
- 5 後藤昭雄『大江匡衡』(吉川弘文館、二〇〇六年)、林マリヤ『匡衡集全釈』(風間書房、二〇〇〇年)。
- 6 後藤昭雄前揭注(5)書『大江匡衡』。
- 7 関根慶子・阿部俊子他編『赤染衛門集全釈』(風間書房、一九八六年) 十七頁
- 8 愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編1 原始古代』(愛知県、二〇一六年)八章三節
- 10 9 高野御幸記 (二)」(『密教文化』五二、一九六一年)。 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 原始・古代』(和歌山県、 前揭注(8)書『愛知県史 通史編丨 原始古代』八章三節。

九九四年)

六章一節。

和多昭夫

「寛治二年白河上皇

- 11 景理の妻は大輔の命婦であり、 匡衡の妻の赤染衛門と同様に、 源雅信家の女房で倫子に従い藤原道長家に入っている。 こう
- 12 燈広録』にもみられる 「金剛峯寺焼失修復注進上案」(大日本古文書『高野山文書』八)。ほか たことからみても、 景理は匡衡と近い環境にいたことが窺われる。 『高野山春秋編年輯録』 巻第四、 『高野興廃記』 伝
- 13 前掲注(12)書 『高野春秋編年輯 録
- 14 国文学研究資料館編 『真福寺善本叢刊』第九巻 (臨川書店、 一九九九年)。

(15) 山中裕編『御堂関白記全註釈 寛弘元年』(思文閣出版、一九九四年)。

四

- 16 る な記述とみられるものもある。 前掲注(10)書 とされている。 『和歌山県史 また、 同書でも指摘されるように、 個々の史料批判が必要であり、後考を期しておきたい 原始・古代』(六章一節) 高野山関係の史料には後世において寺領四至を主張するための作為的 には、 編纂の際に何らかの理由で記事が混入した可能性も考えられ
- 17 代出挙制度の一側面―」(『日本歴史』八一三、二〇一六年)を参照した。 景理の受領功過定については、 一九九六年)、小松茂美・神崎充晴編『藤原公任 前掲注(15)書 『御堂関白記全註釈』、 稿本北山抄』(二玄社、 阿部猛編 一九八三年)、神戸航介「当任加挙考― 『北山抄―巻十・ 吏途指南注解 (東京堂出
- 18 『小右記』長元元年(一〇二八)八月二十五日条。なお、 丹波守在任中であったため、 景理も右中弁として事後処理に力を尽くしている。 長和元年 (一〇一二) 七月十六日に匡衡が亡くなったが、 玉
- (19) 前掲注(7)書『赤染衛門集全釈』(『赤染衛門集』五七四番)。
- 3) 井上辰雄『平安儒者の家 大江家のひとびと』(塙書房、二〇一四年)。

『寛治二年高野御幸記』における「先例」――白河上皇と円融上皇――

加藤正賢

記 二年高野御幸記』には、 大成』 は、 や貴族の高野参詣往還に屢々採用された。 寛治二年(一〇八八)、白河上皇は高野山へ御幸した。 (以下、 寛和二年 (九八六) 解題) 『御受戒記』) と述べている。 に東大寺戒壇院において十戒・具足戒を受け、 円融上皇の東大寺戒壇院受戒の行程を参照し先例にしたと思われる記載が散見され である では、 白河の高野に到るまでの行程は、 従ってこの御幸が後世の参詣に及ぼした影響は大きい。」(『増補 竹内理三氏は、 いかなる先例を採用したのであろうか。 その行程・受戒の記録は 白河の高野御幸の行程について、「のち 『太上法皇御受戒 続史料 「寛治 の院

『寛治二年高野御幸記』 ٤ 『御受戒記』を基本史料として、白河が寛治二年の高野御幸に際し、 円融 0 東

大寺授戒を先例とした個所を見出し、 何故、 白河は、 円融の行程を先例としたか、 円融の動向を中心に考察してみた

1 『寛治二年高野御幸記』と『御受戒記』の共通点

最初に、 白河・円融上皇の行程を確認したい。 白河の高野御幸の主な行程は左記の通りである。

二月二十二日…大炊殿-深草-平等院-泉河-東大寺(泊)、二十三日…東大寺-山階寺-火打崎 …真土山-高野政所(泊)、二十五日…天野鳥居-笠木坂(泊)、二十六日…大鳥居-中院 十八日::御影堂、 薬師堂(金堂)、三股松-高野政所(泊)、二十九日…火打崎(泊)、三十日…大和川 (泊)、二十七日::奥院 (泊)、二十四日 法

円融の東大寺受戒の主な行程は左記の通りである。

隆寺-薬師寺-東大寺

三月二十一日…仁和寺-宇治-贄沼池-和泉河-東大寺、二十二日…東大寺戒壇院・大仏殿・戒壇北堂(泊)、

(泊)、三月一日…泉川-蟹幡川原-祝園-贄治池-宇治-御本院

十三日…東大寺-和泉河-贄沼池-宇治河-円融寺

を順に比較してみたい。 7 白河は、宇治を経由し東大寺に到り、 る 帰京の際も同行程に到っている。 なお以下の史料は、 その後さらに南進、 円融も、 白河の場合は『寛治二年高野御幸記』、 宇治を経由し東大寺に到り、 紀伊国に入り高野政所を宿所として、高野山諸堂を巡って 帰京も同じである。 円融の場合は『御受戒記』によ 次に、 二人の行程

り、いちいちは注さない。

菆初に、出発した後の、宇治における動向は

【白河上皇】

公卿以下饌

午剋、 :宇治平等院? 拂 本堂北廂 為一御所、 摂政豫差 三仙厨、 御台三本、 有二録伏範蒔絵等、 銀器供」之、

三五.

と記されており、

白河は師実に、

【円融上皇】

午時、 (中略) 到三字治橋東頭、 河西、 有 僧侶下馬、 大納言源朝臣山 大納言源朝臣奏曰、 家、 院司予占」之、 水勢迅逸、 為前供」膳之処、 河梁半傾、 源朝臣、 臣艤 御船、 自奉 ·臨幸之議、 可ii以供」之i 手自洒掃 即御…渡

旧寝之東作 |臨水閣、以承:下船之仙蹕

白河 よって重信の別庄を膳の場所としている。 円融は、 昼頃に宇治 に到着し、 白河は摂政 師実・重信による洒掃や膳の準備といった計らい (藤原師実) によって宇治平等院 を 円 融は 両院は、 大納 言 源 重 信 に

(円融上皇

(白河上皇)

上皇以二半漢一 疋、 賜善摂政、 判官代隆時牽」之

散位国盛事 | |御 |焉 |§ 左大臣、 貢 黒葦毛、 於 東庭

る。 この両院・扈従関係について、 『寛治二年高野御幸記』には、 宇治を出発した一行に、

円融は重信に馬を授けている。

褒美に関して、

両上皇と扈従との取交しは一

致す

献

oo 養 : 兼許:

爰供奉輩中知:故事,之者、 相謂云、 者円融法皇御::東大古;之次、任;"賀於此地、六条左大臣彼時職備!

近習、 輝 閑思往観莫」不」感嘆 以以其亭主,掃以林堂,備以御斎、 叡感之餘、 法皇賜以以駿馬。 (中略) 今見:,勝地,之卓楽、 再逢 |射山| 之光

は に耽っ と記載されている。 ている。 宇治での動向は、 古事を知る者達は、 白河 (または伺候の者) 白河の師実に対する褒美を、 は円融の褒美を倣ったといえる。 円融と重信の古事に照らし合わせ、 宇治を出立した後、 従者が感慨

白 河上皇】

酉剋 至前泉河邊、 近曽雨澤頻降、 水勢漫々、 先」是、 検非違使等編二小船四艘、 昇,居御車、 公卿等候 三此船、

又

二六

設二船小々、宛二雑人等料

【円屬上皇】

川を後にした両院は東大寺に到着している。 とあり、 数十隻,祇候矣、 南進しともに木津川に到っている。 御出、 大物、、源朝 更編二大船二艘、 臣 自言贅沼池 昇一載御 また、 白河は、 車 堤 依 渡河に関しては、 」仰罷帰、 東大寺別当慶信の房東南院を御宿所に、 和泉河渡頭、 検非違使等に舟を編ませ奉仕させてい 検非違使、 艤 御船 弁設 - 融は、 る。

(白河上皇)

食堂を御在所としている。

東大寺における白河・円融による共通の行動として次の記述がある。

至…東大寺西南中大門下、 願聖武天皇先於二此小兵前、 右大臣即口一奉此旨、 枚、 供 錦端半帖、 俗号三手搔大門、 礼」寺拝」佛、 左右持、疑、 上皇被 遂下御礼二大佛、 因」兹、 訪」由緒、 去。門内一計丈巽方有心小丘、 宇多門融円融等禅定法皇幸;此寺,之時、 無…知…子細」之者、 着:御座,合掌、 召山大弁藤原朝臣 无二礼拝之儀 高五計丈、 寺家先是相対敷」広筵、 被」尋 同於」此礼三大佛、 」問し之、 本

(円融上皇)

法皇着」之、 酉刻、 到:東大寺、於:西南中外:下: 向」異三礼 観者攬」涙、 ||御車、門内東南二計大、 詢,,于寺之長老,日、 本願聖王、 有二一堆処、 礼」寺護法」之処是也 掃部所鋪山小筵一 枚、 其上 供 御半

対して、 まず、 筵 礼拝を行ってい の者はその由来を知らず、 ・半畳を用意された同所において礼拝の儀を執り行っている。 白河は、 円 融 は 、 る。 前日二月二十二日に東大寺に到着し、翌二十三日に、同寺内にある小丘に赴き、 三月二十一日に東大寺西南門に到着後、 この礼拝の場所 同寺の者から、 は 寺側により高麗端・ 聖武天皇や宇多・円融等の禅定法皇の礼拝した場所であると聞 まず、 錦端の畳を用意され、 礼拝の儀について、 小高 13 場所 堆処) 白河がその理 白河の場合は、 に移動し、 由 毘盧遮那仏の方角に 『を尋 掃部 前の太上天皇 ねると、 所により小 てい

三路

頭、

須臾御

は、 れ て 上皇の先例を東大寺側から促されて行ってい 円融をはじめ他の聖武・宇多の先例を模倣したといえる。 伺候した者達の心境を、 二人の礼拝は、 誰によって重視されていたのか相違はあるものの、 『寛治二年高野御幸記』 る。 円融 には の場合は、 不 」図今日復見☆三代傾首之旧儀↑」と記されてい 近臣・東大寺側両方から促され三礼を行ったと思わ 白河による毘盧遮那仏への礼拝の儀に る。 河

両 院は、 礼拝の (儀以降) 白河は、 高野山 一へ出立 円融は、 東大寺戒壇院にて受戒してい る。 その 後 帰 かの 行

(白河上皇)

も、

同じである。

午剋、 莫」不」従」之、 至一泉川 至 邊 三祝園邊` 編 船 一艘 右衛門督源朝臣着二布衣一参向、 | 异||居御 車、 扈従之輩騎馬渡」之、 又贄治池邊、 至 蟹幡川 左衛門権佐為房参来、 辺、 或企 競 馬 或 着 独馳」之、 解冠、 率 貴賤老小 三郎従

【円融上皇】

時

御山出宇治河

御船如」初

於言和泉河辺過ご 雲雨忽霽、 検非違使又候 御 船 午時、 到 :蟄沼池 辺 僧正、 新爾圖池 北架以 別 居田 (中略) 未

出発 白河は 木津川を渡舟 木津川に到り検非違使に船を用意させ、 前日の三十日未時 蟹幡• 祝園• 贄治池を経由して宇治に到り帰京している。 慶信の房東南院に到着し、 昼頃に贄沼辺りに到着し、 膳・宿所の場所としている。 円融 僧正 は、 (寛朝) 受戒後、 翌三月一 の別庄に寄り、 二十三日卯 日 東南院を出発 未時に、 時に東大寺を

河で渡舟し帰京

かしてい

る。

両上皇とも同じ工程を辿っ

てい

る。

てい と想定される。 白河 また、 白河 行程について、 円融上皇の行程をみると、 は 東 大寺に到るまで、 平安時代の高野山 出発から東大寺に到るまで、 宇治にて馬を褒美、 に到るルート は 及び、 白河の宇治から南都を経由 東大寺礼拝の儀 また東大寺から帰京するまで同行程 は 円 融 さらに南下し紀ノ川 に倣 て先例とした を採用

真喜)、十戒・具足戒を授かっている。

ぜ、 を渡り、 白 一河は、 高野 円融の行程・東大寺参詣を採用したのであろうか。 Ш に到る方法だけではない。 淀川で乗船し摂津・ 和泉 河内等を巡行する手段も存在する。

な

2 円融上皇と寛朝の関係

受戒に到る。また、 寛和元年(九八五)八月に落髪し受戒、 円融上皇の受戒を中心に彼の僧俗関係について着目したい。 同年に円融寺・遍照寺、 翌永祚元年は、 その後、 東大寺戒壇院受戒、 東寺灌頂院において灌頂を受けている。 円融は、 永延二年(九八八)十月、 東大寺以外でも戒を授かってい 延暦寺廻心院

寺での受戒は、 (中略) 〔打〕 :沙弥戒鍾〕即和上、 最初の受戒 円融は、 即戒者拝一給羯磨師三度、 出家時、 (出家) 『御受戒記』三月二十二日条によると、「先和上僧正寛朝、 病悩中であり、この時の受戒は、 は、『小右記』寛和元年八月二十九日条に、「御薬事歎給間、 羯磨、 次、 教授起座、 羯磨師大戒作法畢」 従北 〔橋〕 経下層、 寛朝から十戒、 とある。 寛朝を和上 右繞、従:南橋:登:壇上、 余慶から三聚浄戒のみであった。 羯磨権大僧都元杲、 (戒師) として 又承二御出家事、 教授権律師真喜。 北面着座、 (羯磨師 悲歎. 元杲・ (中略) 沙弥戒 审 侍 畢

寛朝である。 七)仁和寺別当となり、 正式な僧になるため、 二回にわたる受戒の経緯について、三橋正氏は、 に宇多法皇のもとで出家し、 寛朝は、 別称、 再度、 前から関係を持っており、 以後、 東大寺において受戒をやり直したと指摘している。 遍照寺僧正・広沢御房ともよばれ、 東寺長者などを兼任した。東大寺受戒の時は、 天暦二年(九四八)法皇の弟子寛空から伝法灌頂を受けている。 二人の関係は 最初の受戒は、 宇多天皇の孫、 『小右記』 病気に悩まされた上で行った即席の受戒であ から窺える。 東大寺別当を務めてい さて、この二度の受戒に関わるのが 敦実親王の子である。 在位 中は、 天元五 康保 延長四年 四 九

二九

正月二十二日条に「今日於」仁寿殿、

寛朝僧正行二御修法二、

同年五月十日条には、

「仰云、

以一寛朝

可」令」修言孔

と寛朝は出家以

雀経法 両度進山仰 者、 事. 両度進 ٤ ||仰事|| 円融は重ねて発言していることから、 ٤ この二つの 記事はともに密教儀礼を寛朝に委ね修法している。 円融・寛朝の関係は既に親密であったと想定できる。 特に、 Ŧi. 月十日 は

る。 和 ら法会以外の関係として、 寛朝儲 御陵御誦経也、 |定寛朝: 」とあり、 譲位後、 粉熟こ 連頭御使、 ٤ 上皇になってからも、 円融の村上山陵御幸に際し、 御修法を寛朝に修させている。 先の二十七日条に、 被、候、僧正寛朝。 次被」修 永観二年 村上山陵御幸を終えた上皇は、 一円融寺、 仁和寺にて御陵の御諷誦を、 (九八四) 同年十月二十七日条では、 信乃百端、 十月二日条には、 先」是立」幄積」布、 仁和寺にいる寛朝のもとへ赴い 寛朝に修させてい 「参」院 「此間先令」修 出 和御南 (円融上皇)、 方御座、 細御 ·諷誦信乃布、 . る。 執 召 御 また、 公卿於簣子 路修法 呵 鱪

六日条には らに親交を深め御願寺の造営に到ったと考えられ の折に広沢山庄にて朝膳を寛朝自ら用意している。 に仁和寺の境内東北方 正月十四日条は、 於 |寛朝僧 正 所」領広沢山 「寛朝僧正儲 (現 在の竜安寺周辺) 庄 饗饌、 供 朝膳 召二公卿於御前二 にあっ る _ 了(朝膳の後、 た寛朝の私房に創建された円融の御願寺である。 覧二仁和寺、 円融寺にも立ち寄っている。 とあり、 次御 円融寺御幸は同寺にて饗饌を儲: |円融寺|| と記され 同寺は、 てい る。 永観 西 譲位後 元年 Щ け、 花見 九 御 月

ے 百 Ŧi. 皇自言堀川院 0 両 翌永祚元年四 ...者の関係はさらに続く。 とみえる。 も随行してい 一日条では、 |遷||御円融院| 大僧正 円 月二十九日条は、 . る。 融の生母である藤原安子国忌のため、 「続参」院(円融法皇)、 (寛朝)同候」之」と記され、 そして、『小右記』永延二年二月三日条には、 前駆僧十人、僧正寬朝候,,御車後、 師弟関係を結んだ寛和元年最初の受戒以降は、 「参」院、 未時許渡 左大臣 大唐 御 大僧正(寬朝)広沢房二 ・高麗楽各五舞 左大将 御斎食が実修され、 上達部已下供奉」とあ 春宮権大夫・ を御覧の際 一次参」院(円融法皇)、 とあり、 余候 『百錬抄』 寛朝も伺候している。 にも招か 御 寛朝の 斎食座、 り 同年九月十 れ 法皇は、 於 7 ている。 大僧正 御前 る広沢御房に卦 九日条に、 円融寺に移 覧」大唐 (寛朝) また、 さらに 及僧等侍 正暦元年 「太上法 高麗各 同 扂 年八 て 1/2

(九九〇) 十二月廿九日条は、 従,,今夜,内及皇太后宮奉,為法皇,被,行, 「未時許参」院、 御薬未 _ 令 |御修法|| レ減給、 とあり、 戌時許移: 円融は、 御 大僧正(寛朝) 病悩により寛朝の房に移御してい 房、 矣

3 円融 白河の皇位継承につい

る。

の間 る。 関 深 その后は皇子を生み、 師 統迭立を解消し、 円融は子である懐仁親王の立太子を条件に譲位、 関係を持ち、 白となった中宮は、 両統迭立解消を模索している中、 わりは少なく、 関係を保持するに到った。こうした経過から、 当時の皇統の系譜には、 (兼家父) とも親交を持っていた。 の皇子、 第一皇子懐仁親王(一条天皇)を儲けた。 円融と寛朝は 頼忠は、 宇多天皇の皇孫である、 懐仁親王の外祖父である兼家との協調路線を選ばざるをえない状況であったと考えられる。 円融系の継承を確立するため、 詮子ではなく、皇子を持たない遵子 天皇の藩屛として永遠にこれを補佐するというものであり 冷泉院と外祖父の関係はなかった。 親密な関係を築き上げるに到ったのであろうか。それは、 冷泉系と円融系の両統を有していた。 兼家は、 横川は 東密の寛朝に帰依したと思われる。 天元二年、 兄冷泉院の子である花山天皇が即位した。円融の一連の動向は まずは、 師輔の大願を立てた場所である。 円 しかし、天元五年(九八二)、 |融は、 天台座主良源のため、 (頼忠娘)を立てた。兼家は、 その後、 冷泉と関係を持たない頼忠を味方にしたもの 冷泉と関係する兼家と一 遵子は皇子を産むことなく、 円融は、 天元三年(九八〇)に、 横川に恵心院を創建している。 中宮媓子(兼家娘) それは、 円融の皇統継承にあると考えられ 藤原師輔 定の距離を保つため、 円融・冷泉の二人に外祖父の 一家一門から后を出し 兼家親子は、 永観二年 (九八四)、 詮子 崩御 O, (兼家娘 藤原氏 比叡 良源 での後、 結果とし 円融 は 空 両

 \equiv

は

円融

花

| | | | | | | | | |

-後一条-

後朱雀」である。

円融系

(ゴチック)・冷泉系と天皇は交互に継承され

!は何 й

円

融

を先例に

したかを考察してみたい。

まず、

円融系の系譜に着目すると、

円

融

以

後

0

る 承 の行程や東大寺参詣を先例として模倣したのではなかろうか。

惧が存在した。ところが、 期 あっ 況 \$ 問題は解消した。こうした経緯から、 実現する機会と捉え、 河は天皇に即位、 王を順に即位させる意向を持ってい の如く政治の復権に対する恐れを擁していたためである。また、白河には、 を含んでいた。 その理由として、 条以降は、 譲位の翌年に死去し、皇太弟であった実仁親王も応徳二年 後三条の実子は、 合わせて二歳の実仁親王を皇太弟に立てた。よって、白河は、 円融系の天皇が即位し、「後三条 堀河を即位させた。つまり、寛治二年の高野山参詣の時期に自らの皇統継承・ 白河は、応徳三年(一〇八六)に、実子善仁親王 白河の中宮賢子は、 た。 白河の他に実仁親王・輔仁親王も存在した。当初、 白河は、 その意向は、 藤原師実の養女であった。 自身の危機を円融に照らし合わせ、 延久四年(一〇七二)に表れる。 ―白河」につながっていく。 (一〇八五) に亡くなった。 後三条は、 (堀河天皇)を立太子して践祚した。 自身の皇統継承と新たな両統迭立の危 一代限りの中継ぎにすぎない即位 ただし、 また、 摂関家の外戚関係による平安中 後三条は、 後三条は、 皇統継承を自覚したため 白河に 白河は自らの意思を この年に譲位 は即位できな 白河の後に、 両統迭立という し白 後

注

- (1)『御受戒記』は、『東大寺要録』九「太上法皇御受戒記四融院」(筒井英俊編『東大寺要録』全国書房、一九四四年)、 井上和歌子 よる『御受戒記』 (3)群書類従本、 「東大寺文書 の解題・翻刻は、 (4) 『東大寺要録』 『円融院御受戒記』―解題と翻刻―」(『南都佛教』八四、二〇〇四年)を参照した。 (1)東大寺図書館所蔵本(東大寺文書、 所収本である。 薬師院文書の中の一書)をもとに、 なお、 (2)彰考館所蔵 及び、
- (2) 二月二十三日条には 何らかの誤字であろう。 禅定法皇の列挙に「宇多門融円融」と記されている。 しかし、 門融という名前の天皇は確認できな
- 3 和多昭夫氏は、 藤原道長の参詣であり、 十一世紀から十二世紀の高野山参詣経路は、 往路は、 宇治から大和諸寺を巡り、 三コース確認できる、 紀ノ川を経て高野山に詣で、 と述べている。 帰路高野山から法隆寺・道 第一に、 治安三年 \bigcirc

代の高野山参詣記について」(『印度學佛教學研究』一五-二、一九六七年)五九〇~五九一頁 !から船行し住吉社を経て、和泉石津・日根野を経由して高野山に到り、 日根野・四天王寺を経由し、 四天王寺に到り、 淀川遡行し帰京する方法、 淀川遡行し帰京する方法、 第二に、永承三年(一○四八)、藤原頼通の参詣であり、 第三は寛治二年の白河上皇の参詣方法である。 帰路は、 紀ノ川船行により、 粉河寺・ 和多昭夫「平安時 和歌浦を経

- 4 三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』(続群書類従完成会、二〇〇〇年)七五八頁。
- 5 『御受戒記』に「此寺草創之後、堂閣屋舎頹毀有」日矣、僧正寛朝自」為;|別当、致;|以修繕;」とある。
- 6 六四八、二〇〇二年)六一~七四頁 目崎徳衛『貴族社会と古典文化』(吉川弘文館、 一九九五年) 一〇五頁。 沢田和久「円融朝政治史の一試論」(『日本歴史
- (7) 平林盛得『人物叢書 良源』(吉川弘文館、一九七六年) 一五三頁。
- 8 薗田香融「平安仏教」(『体系日本史叢書18 宗教史』山川出版社、一九七三年)七五頁
- 9 元木泰雄 本郷恵子「院政論」(『岩波講座 「院政の内乱と展開」(元木泰雄編『日本の時代史7 日本歴史6 中世1』岩波書店、二〇一三年)三三~三四頁 院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年)一四~二〇
- (10) 注(9)本郷氏、同頁

Ξ

中世成立期の寺社参詣と交通

羽根田柾稀

ない」と問題を提起したことがある。都市と農村によって組み立てられた荘園制の枠組みを解明する方法として、(二) ならず、在地と在地とを結ぶ交通や、 れを下支えした交通形態に光を当てた、 ら、 全国の公領・荘園を遠隔支配するためには、 つて戸田芳実氏は、「公家であり荘園領主である王朝貴族が、 列島の内外をもつなぐ交通の実態が解明されつつある。 きわめて重大な指摘である。 都を中心にした人的物的交通運輸体系が備 京都に集住しもっぱら都市的世界に生活しなが この提言を契機として、 わっ 以来、 7 都鄙間交通のみ 7) なけ れ なら

通とし \$ 2 3 . う観点を重要視したい。 以下では、 て特徴的 戸田氏が注目したように、 な 貴顕による寺社参詣を検討することによって、 なお、 本章では、 交通の 戸田氏による言及が比較的に少ない高野参詣を対象とした。 場 の観察・復原によって、 この時代に固有の特質を考える手掛かりとした 交通がいかなる作用をもたらしたかと 院政期の交

1 白河上皇と宇多上皇

路 熊野大道を陸行、 藤原頼通は淀で乗船し、 高 が貴顕の高野参詣に利用された。 .野参詣の道筋は、 日根野を経由して国境を越え、紀伊川を船で渡り高野政所から登山した。 院政期に、 石清水を経て大阪湾に至り、住吉社に詣でた後も水行、 二度にわたり変化したことが指摘されている。(4) 和泉の石津で下船した。 たとえば、 これ以後は、 永承三年 (一〇四八)、 その後は 和泉

匹 宇治を経由して木津で渡河、 から国境の真土山に移り、紀伊川を渡って高野政所に達し、徒歩で登山した。なお、 かしながら、 の鳥羽上皇などが「大和路」を踏襲した。 寛治二年(一〇八八)、白河上皇は新たに「大和路」を採用した。 南都に至って東大寺と興福寺を巡った。 東南院に宿泊 した後は、 高野山 これ以降 へと向かう道 大和盆地 天治元年 (一一 を南進 深草と 火

近世の て高野 立ち寄った。 正嘉元年(一二五七) ところが、 山に登った。 西高野街道 熊野大道を進み住吉社に詣でた後は、 白河の死後に新しく治天となった鳥羽上皇は、 この 0 の後嵯峨上皇、 前身にあたる。 「河内路」が、 正和二年 (一三一三) 仁安四年 (一一六九) 和泉の堺から河内へ折れ、 の後宇多上皇へと踏襲される道程となった。 長承元年 (一一三二)、 の後白河上皇、 建永二年 国境の「紀伊御坂」 高野山 (一二)(七) への途次に、 (紀見坂) の後鳥羽上皇 この巡路は 四天王寺

鳥羽の初度の参詣は、 天治元年 (一一二四) に白河院政の下で行われた。 祖父たる白河の圧倒的な影響力

は、 これを記録した『天治元年高野御幸記』に「これ寛治の例なり」などの文句として垣間見ることができる。 治 『寛治二年高野御幸記』を手引きとして作り上げられたと思われる。 幾度となく繰り返される

は 治 きわめて忠実な再現であった。 白河その人であっただろう。換言すれば、『天治元年高野御幸記』を座右に置きながら、 という強烈な基準によって明らかなように、参詣にともなう旅程や調度品、 譲位直後という時機の符合を鑑みても、 寛治の故実をかくも忠実に再現させた人物 さながら一挙手一投足までもが 『寛治二年高野御幸記

を読み解くことさえ可能なのである。

王 か 金峯山へと足を運んだ。 この寛治二年の高野山参詣を皮切りに、 (鳥羽天皇)が生まれたときの様相を、『中右記』 『寛治二年高野御幸記』には表れないものの、 上皇御感之餘已及,落淚、其理可」然歟、天皇・法王・孫皇子三代相並、延喜聖代御時、 この一連の動向を、 譲位直後の白河は、 小山靖憲氏は、宇多上皇の顕彰、 康和五年(一一〇三)正月十七日条にのぞいてみよう。 白河は宇多を意識していたと思われる。たとえば、 同四年に熊野へ、同五年には再び高野山、 再現を意図したものとみている。 宇多院以後、 同六年には

無」如 レ此例ご 聖代勝事今在一此時、誠是為」朝為」世、 衆人感歎者

多上皇・醍醐天皇・保明親王の時代以来、長らく絶えており、次のような混乱もあり、 そ、天皇の安定的な政治に不可欠だからであった。上皇・天皇・東宮の直系三代が同時に並び立つ白河 これによると、 白河は感激のあまりに涙を流し、 喜びを隠せなかったという。なぜならば、 むしろ後景に退いていた感さ 皇位継承者 0 の理想は、 0 存在こ 宇

えある。

皇が皇位を追わ て光孝が死去した後には、臣籍に降下していた宇多が空前の登極、 文徳と直系継承が実現したものの、 一峨上皇の死 れるや、 0 直後に発生した承和の変の要因は、 群臣の推挙によって光孝天皇が登場 文徳の死によって九歳の幼帝、 嵯峨系と淳和系との「両統迭立」 皇統が大きく移動することになった。 醍醐天皇の即位にあたり、 清和が出現した。 さらに、 に求められ 宇多は藤原時平と菅原 清和の子、 在位わず る。 変後には 陽成 かに

立 道真に醍 は ばし 直系継承の崩壊とともに、 一醐の補佐を委ねるも、 の安定を迎えた。 しかし、 道真は醍醐によって大宰権帥に左遷された。ここに激動の九世紀はようやく幕を閉 他方では藤原兼家の抬頭を招いて摂関政治を出現させた。 十世紀後葉、 安和の変の結果として再来した冷泉系と円融系とによる 「両統迭

三六

子された。 継承を切望していた。そのため、 て好ましいものではなかっ これらの経過は、 白河が描いた理想像は現実のものとなりつつあっ 白河・堀河系と弟実仁・輔仁系との た。 中継ぎとしてその歩みを進めた白河は、 孫皇子の誕生を待ち望み、 「両統迭立」招来を惹起させる恐れがあるため、 た。 念願がかなってひどく高揚、 後三条の遺志に反し、 宗仁はこの年ただちに立太 みずからの 白河にとっ 直系による

対し、 白 一河から聞かされていたのであろうか、『台記』康治元年 白河が直面した皇位継承の危機を次のように語ったことがわかる。 (一四三) 五月十六日条によると、 鳥羽は藤原頼 長に

朕未」生以前、 又不」名,法名,若陛下不禱之事者、 故堀川院被」疾 〈病也〉、天下帰山心於三宮 〈輔仁親王〉、 故白川院深歎仰 芸

重祚有::何事:乎

か 遺志にかない弟輔仁が皇位に就くことの弊害をひどく恐れた一面とともに、 まった。 がい知ることができる。 堀河天皇が大病を患ったとき、 白河はこのとき、 堀河が万一にも死んでしまったならば、 貴族社会の動向は輔仁の即位に傾き、 みずからが重祚すると宣言したらしい。 白 三河が描 白河の直系継承に対する堅固な意志をう 1/7 た構想は破綻 0 危機に瀕 してし

宇多にあやかろうと試みた可能性を指摘したい。 以上のように、 理想の皇位継承を実現すべく、 宇多を追い、 南方への寺社参詣を繰り広げることによって、 白 河 が

2 京都と南都を結ぶ道

鳥羽上皇による天治元年 (一 一 二 四) の高野参詣のなかには、 必ずしも「寛治の例」という故実に依拠しない箇所

朕雖

出 家

未

自

- 更南行、

経派作路

|御||自鳥羽||>

が きある。 大駕出 たとえば、 経前が芳門大路 『寛治二年高野御幸記』二月二十二日条が書き留めた、 |到:洞院東大路、自:七条大路万里小路 白河の出京までの行路を追ってみよう。

西門を出るところから始まったと思われる。『中右記』長治元年(一一〇四)十二月二十六日条によれば、 条大路で東に折れ、 東洞院大路に相当するだろう。したがって、大炊殿を起点として、大炊御門大路を東進、 は大炊御門北 上満郎氏によれ 東洞院西に位置する邸宅であったことがわかる。また、郁芳門大路は大炊御門大路に、 万里小路を南進した。そして、九条大路を経て渡河した後、 ば この時期、 つひい。『『・ Lind 男子 展示という。したがっら河上皇は大炊殿に滞在していたという。したがっら河上皇は大炊殿に滞在していたという。したがっちがいる。 しょう しょうしょう したがって、 深草方面へ向かって歩みを進めた。 東洞院大路を南に下り、七 白 河の歩み 洞院 大炊殿 大炊殿 0

それでは、 大駕出御 『天治元年高野御幸記』十月二十一日条が記す、鳥羽の出京までの行路はどうであろうか。 〈北折自:,姉小路,東行、 自11烏丸1南行、 自言条大路。西折、 至::大宮大路:更南折、 至:1七条大路

羽作道を直進して鳥羽殿に達した。 で南に折れ、三条大路を西進、大宮大路を南下し、七条大路を西に取った。朱雀大路に到って南へ下り、 これよりさきの十五日、 のちに三条西殿と呼びならわされる邸宅である。 すでに鳥羽上皇は三条殿にて精進を始めていた。この三条殿は、 したがって、 三条殿を起点に、 姉小路を東に向 三条北・烏丸 か そのまま鳥 西 烏丸 に立 小路 圳

てい 家 を下り羅城門をくぐって出京したことがわかる。天元三年(九八〇)に倒壊し、 を南下して出京することが一 左京七条以北は、 の行列を見せるに相応しい地域であったという。さらに、 白河も鳥羽も共通して、 御堂関白記 天皇の里内裏が所在しただけでなく、 左京を南下した後に七条大路を利用したことがわかる。 般的であったと指摘している。 寛弘四年 (一〇〇七)八月二日条によれば、 都市民衆の生活の場として発展していたため、 行列の進路は、 たしかに、 天治の鳥羽の行路は、 金峯山を参詣した藤原道 左京七条以北を練り歩い その後は再建されることがなかった 大村拓生氏によれば、 大村氏の指摘に合致 長 た後、 天皇家や摂関 朱雀大路 世 前 期 0

という羅城門の跡 地には、 なおも平安京の玄関としての観念が存在していたのであろう。

かしながら、 寛治の白河は、 全体に左京を南東方向へ進んだ感がある。 また、 出京後には深草に立ち寄って宇治

向

かったため、

朱雀大路を経由した形跡がない。

寛治二年 (一〇八八) 三月一日条をみてみよう。 帰京時もまた同様である。 このとき、 師通は白河と同じ道筋をとったと考えられるため、 高野山から白河が帰京する三月一日、 その道筋を検討したい。 藤原師通は白河を出迎えるべく、 まず、 『後二条師通記 宇 治 往復

た。 宇治での様子は、 を利用して宇治から帰京したことがわかる。 と記録されている。摂政とは藤原師実であり、 を発った白河は その後は、 れによれば、 辰剋許参,,宇治泉殿、先置 「未剋、 泉川 師通は 「先」是、 到 (木津川)を渡り、 「九条」を通ったことがわかる。 九条大路、 大僧正覚円泉房、 御燈秡、 内大臣前駈」 九条末有云々、 「蟹播川原」、 したがって、朱雀大路やその延長たる鳥羽作道を経由した可能性は低い 摂政、 師通は父に同行して宇治へ赴き、 と記録されているように、 豫儲 着 |饗饌|奉」待:」上皇、 「祝園」、「贄治池」(贄野池)と北上して宇治に到着した。 つぎに、 記直衣 也、 同じ日の『寛治二年高野御幸記』 九条辺騎馬云々、 依」可」有 内大臣の師通が前駈 多くの公卿らとともに白河を歓待 御燈事、 京中申剋許入給[不」御 を務め、 によると、 ||寺中||之故也 九条大路

3 高野山と河内長野

玉 0 形容されることもある。 権門とつながるとともに、 南部に位置する長野 羽上皇が新たに「河内路」 が、 しかしながら、 京都と密接な関係を有すようになった。 新たな町 を設定したことによって、 場が形成され始めていた。 遠隔で人里離れた山奥深いイメージとは相反して、 にわかに大きな影響を受けた地域がある。 国境の 長野は紀伊国境にも近く、 「紀伊御坂」 (紀見坂) 十二世紀中葉以降、 近年では を越えて高野山 たとえば、 |奥河内 に向 河内

かう道筋が長野を経由したためである。

0 納骨のために高野山へ出立したが、その行路に位置づけられていた。 一 山 記 保元三年 (一一五八) 九月二十八日条をみてみよう。 花山院忠雅と中山忠親の兄弟 死んだ母

也 共人或来、或不₂来、 艘組」之、 有二紀伊御坂山嵩峯入」雲、 即出、件、 雨降、 其上敷、板、 申刻着;政所、 今日可」着::政所 夜中過二三許里、猶夜不」曙、 中綱二人着」之、今夜宿,政所 今日予駕」輿、 龍蹄失」蹄者」也、 _ 也、 件路頗遼遺、 依」雨構 政所前有」河、 仍於二大野々口辺」暫待二天曙 仍殊夜深令」立二天王寺一給 |油単屋形 号』紀御河、 納言殿同」之、 于」時歩渡也、 |過√野、 自 然間 昼 甚 饌所 至 **巳刻於**,長野 雨如. 然内供被」進 于政 晴 所 天迷 或田屋 頗 嶮 路

/[\

勧

り 口 ぐ たものの、 れてしまったりと散々な目に遭った忠親は、 まだ夜も明けぬ天王寺を出発した忠親らの一団は、 である政所に到着したころには、 届かず視界が悪い闇夜、 なお雨脚は強く、 険峻な山道はどうにか乗り越えることができた。 雨音に搔き消されて同行する人びとの声さえ聞きとれなかった。 時すでに夕刻となってしまった。 河内の大野口に留まって太陽を待ちわびた。 雨が烈しく降るなか、 高野山をめざして歩みを進めた。 紀伊川を渡り、 長野に達して昼食をとっ 道に迷ったり一 ようやく高野山 行とは 月 崩 か

天晴、 の旅の復路はどうであろうか。『山槐記』保元三年(一一五八)九月三十日条をみてみよう。 未明出 ::中院、巳刻着::政所、 路次人夫遅来、仍予献二力者於納言御方、予騎馬、 于」時雨降

西刻着

甚雨如」注、

今夜宿

此所

Ш 越えに挑もうとするや、 未明に下山を始めた一行は、 またも雨に見舞われた。 昼前に高野政所に到った。 どうにか日没までには長野に到着できたが、 人手が足りず騎馬で移動することになった忠親は、 なお雨 は止 国境 長

に天王寺を出発すると、 以 のように 刀山 天王寺と高野山とを結ぶ道筋 夕暮れまでに高野政所に到着することができた。 がに立 地する長野 は 京都 長野にさしかかる昼頃には、 の貴族 のランド 7 ・ーク であっ この地で休息 た 夜明 げ 前

指摘されている。京都の貴顕と結びついた金剛寺の開創は、 泉出身の僧阿観であった。このような和泉上方と河内南部とを結ぶ在地の往来も忘れてはならない。 をとることができた。反対に、 さらに、十二世紀後葉には、 未明に高野山を下り始めると、 長野に近接する河泉国境近くに成立した金剛寺が、八条院祈禱所に指定されたことが 河泉国境の山なみを越えて長野から高野 その日のうちに長野まで到達することができた。 山 に向

3

人びとが行き交う道と人びとが集う場は、

分かちがたく連動している。

- (1) 戸田芳実「東西交通」(『歴史と古道―歩いて学ぶ中世史―』人文書院、一九九二年、初出一九七八年)。なお、これ して、 「王朝都市と荘園体制」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出一九七六年)などを参照のこと。 戸田芳実 「王朝都市論の問題」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、 初出一九七四年)、戸田芳実
- 2 地域性」(『岩波講座日本歴史7 中世2』岩波書店、 たとえば、 人流と物流の諸相―』(竹林舎、二〇一八年)。 大石直正 「地域性と交通」(『岩波講座日本通史7 中世1』岩波書店、 二〇一四年)、木村茂光・湯浅治久編『生活と文化の歴史学10 一九九三年)、柳原敏昭 一中世の交通 旅と移
- 3 なお、院政期の寺社参詣にかんしては、 ○年、初出一九九五年)、河音能平『大阪の中世前期』(清文堂出版、二○○二年) 『寺社勢力―もう一つの中世社会―』(岩波書店、 一九九二年)、戸田芳実編『中世の生活空間』(有斐閣、一九九三年)、戸田芳実『中世の神仏と古道』(吉川弘文館、 戸田芳実『中右記―躍動する院政時代の群像―』(そしえて、一九七九年)、 一九八〇年)、戸田芳実『歴史と古道-などを参照のこと。 ―歩いて学ぶ中世史―』(人文書 黒田
- 堀内和明「中世前期の高野参詣とその巡路」(『日本歴史』六一九、一九九九年)。
- (5) 『群書類従 第三輯』(続群書類従完成会、一九三三年)。
- 6 北山茂夫 小山靖憲 『日本の歴史4 『熊野古道』 (岩波書店、二〇〇〇年)。 平安京』(中央公論新社、二〇〇四年、 初出一 九六五年)、 土田直鎮

(中央公論新社、二〇〇四年、初出一九六五年)、保立道久『平安王朝』

(岩波書店、

一九九六年)、保立道久 『日本の歴史

『日本の歴史5

王朝

の貴

- 3 平安時代』(岩波書店、一九九九年)。
- 集3 波書店、二〇一三年)。 竹内理三『日本の歴史6 院政と平氏政権』岩波書店、二〇〇四年、 武士の登場』(中央公論新社、二〇〇四年、 初出一九七〇年)、本郷恵子 初出一九六五年)、石井進「院政時代」(『石井進著作 「院政論」(『岩波講座日本歴史6 中世1』岩
- 9 年)、大隅和雄『愚管抄を読む―中世日本の歴史観―』(講談社、一九九九年、 なお、このエピソードは『愚管抄』にもみえる。大隅和雄訳 『愚管抄 全現代語訳』(講談社、 初出一九八六年)などを参照のこと。 二〇一二年
- 10 井上満郎「院御所について」(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)。
- (11) 古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』(角川書店、一九九四年)。
- 12 「儀式路の変遷と都市空間」 (『中世京都首都論』 一吉川弘文館、二〇〇六年、 初出一九九〇年)。
- 〇三年)、堀内和明 倉後期の河内国金剛寺―仏智房阿闍梨清弘の登場と退場―」(『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、 |鎌倉幕府成立史の研究|| 校倉書房、二○○四年、初出一九九○年)。なお、金剛寺にかんしては、このほかに、市沢哲「鎌 川合康 「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係―鎌倉幕府成立期の畿内在地寺院をめぐる寺僧・武士・女院女房―」 『河内金剛寺の中世的世界』(和泉書院、二〇一二年)などを参照のこと。 初出二〇

四 検非違使と「橋」

手嶋大侑

『寛治二年高野御幸記』二月二十二日条には、次のような記述がある。

雑人等料

至。泉河辺、 近曽雨沢頻降、 水勢漫々。先」是、 検非違使等編二小船四艘。 舁 居御車、 公卿等候 三此船。

これによると、 小船四艘二とは、 白河上皇の高野御幸に先立って、 浮橋を設置することだと理解される。 検非違使が また、 「泉河」に「小船四艘」を編んだことが知られる。 二十四日条には、

検非違使左衛門。府安倍頼重参向云、大和河水勢泛溢。 仍国司儲」御船、 又検非使作 仮橋 渡 |雑人等| (中略) 至

以下自」橋渡」之 ||大和河辺、検非違使左衛門府生多佐良構||仮橋|。 以;;里木;作,之、以;;小竹;敷,上。 又編二小船 -异 載御車、 公卿

考察を加えてみたい。 とあり、 の設置を担当していたのである。 検非違使は大和河の状況を伝え、 本章では、 「仮橋」 行幸・御幸の際の を作り、 「小船」を編んでいた。 橋 の設置という検非違使の行為に注目し、 御幸に際して、 検非違使は

1 検非違使と「路次」整理

際 御幸記』天治元年十月二十三日条)等からも窺える。 元年(一一二四)の鳥羽上皇の高野御幸の際、 橋」を設置するのは検非違使である。このことは、 行事検非違使の宮道式賢と清原忠重が淀の 検非違使右衛門少尉平正弘が「浮梁行事」に任命された事例(『高 「浮橋」 前掲記事だけでなく、 を担当した事例(『中右記』嘉保二年三月二十六日条)、天治 嘉保二年 (一〇九五) の石清水行幸

は、 れ ₽ して船を準備したり、 原氏は、検非違使と 行幸や他の行事の折 ではなぜ、検非違使は 高野御幸の 「先」是、検非違使雖」令」催,作路次、」(二十三日条)とあって、 すると、先に見た「泉河」に「編 「路次」整備の一環だと理解される。 河 道 橋をかけたりすることであった」と述べる。 「橋」を設置するのだろうか。これについて考える時、 「路」の関係を検討し、検非違使の役割の一つに路作(道の整備) の整備を行う任務が与えられていたのであるが、それは人夫を集めたり、 |小船四艘|| んだり、大和河に「仮橋| たしかに、寛治二年の白河上皇の高野御幸の時 検非違使が 中原俊章氏の研究は参考になる。 「路次」 を設置したりする検非違使の行為 の整備を務めたことが知ら があり、 刀禰などを指揮 「検非違使は

あったからであり、 検非違使 が 道を掃除し穢を払い、 「路次」 の整備を担当した理由 清浄に保つためであった。 は 検非違使が、 掃除 (キヨメ) によって穢を管理する立場に

2 路次 整備にかかる費用

る。 点でも有効であったと考えられる。 例えば、 非違使が 次のように割り振られたことが知られる。 承徳元年(一○九七)の春日社行幸に際する 「路次」整備を担当することは、 「路次」の整備にかかる費用は 道の掃除(キヨメ) 「路次」 以外にも、 の整備費用は、 通常、 諸国が分担して負担したも 労働力や費用を円滑に確保するという 『中右記』承徳元年二月十日条か 0) と理 解され

路次作次第

5

左京職 徒』皇居閑院北二条、 右京職 至,,九条,

本和 泉所課、 紀伊至三樋爪橋南小路 今度相替也

Ш

城

至…桂河南岸..

可件 · 五· 大国· 數 · 国所課道甚検難也

本紀伊国所課 和泉従川樋爪橋

橋南小路

新

司

前勤」之

(集寺大門南河岸)(幡宮御領畠南) 摂津 近江 至従 至従 |奈良河原八幡宮御領畠垣||淀川||

可 九充 丹波 也

但

馬

至従

薦八

河内 至従

大和 至従 社国

頭界

浮橋国 作道 国不ら 可レ 充言浮橋

淀河百丈備前十二丈、 備後十二丈、 、讃岐十七丈、 美作十三丈

河廿三丈淡路五丈、 土左六丈、 長門五丈、阿波七丈

本章冒頭で引用した記事によると、 寛治二年の高野御幸の際、 大和国司が 御 船 を準備 検非違使多佐

良が 御 船 ||「小船」を編んで浮橋を設置していた。 このように、 「路次」 の整備費用は諸国が分担して負担するも

兀

四

のであったと理解される。

春日社 頭までの その費用を確保することは容易ではなかっ 路次 の整備費用を負担することになったが、 た。 前揭 中 『中右記』承徳元年三月十九日条には -右記』 によると、 大和国は Щ 城 国 ٤ 0 玉 5

大和国道作間 拒捍使検非違使志多佐良申文申;,上卿,処、 付品為房 |可」申!|大殿 者 〈法成寺領・高 倉 宮領 大

都領、

致」所」澁不::作道:之故也

とあ 0 が知られる。 事例からも窺える。 Ď 法成寺領・高倉 費用を徴収する際、 『中右記』天治二年(一一二五)九月一日条には 一宮領・大僧都領の人々の対捍に遭い、「作道」することができない状況になってい 徴収される側からの抵抗が起こりやすかったのである。このことは、 次の伊勢群行 たこと

国 今者無::治術:者。 近江 〈正弘〉・伊勢 付い頭弁,奏い聞両条。近江・伊勢国司申、 仰云、 〈明兼〉。 早遣;檢非違使等下部,令;催済。 仰云、 件両人且可;,仰下;者。 群行雑事国中庄、成 又申云、 則以 行事検非違使正弘・明兼等也。 ::消息:下::知別当:了 1.対捍1不. い叶之間 定及 三欠怠、 於

できるだろう。 袁 とあり、 非違使が担うことは 使 使 0 一側の対捍に遭い、 の地方派遣の事例分析から、 の平正弘を近江国に、 を側 斎宮の伊勢群行に際して、近江国と伊勢国は、 面 から援助することも多かった」と述べる。 徴収することができなかった。ただ、この事例で注目したいことは、 円滑に 中原明兼を伊勢国に派遣し、費用を徴収しようとしたことである。 路次 検非違使が の整備費用を確保するという点において意味あるものであったと考えることが 「権勢家と地方有力農民との結びつきによる国司への圧迫を排除 群行にかかる費用を国内の庄園から徴収しようとしたが、 検非違使のこうした職務に注目すれ その対応策として 上横手雅敬氏は、 ば、 路 次 の整備 検非 検非 庄 司 違

ただし、承徳元年の春日社行幸の事例では、 「拒捍使検非違使志多佐良」 は円滑に徴収を行えていない ・ので、

た役割が小さくなかったことは言えると思う。 「路次」 整備担当の検非違使に強力な徴収権があったとは言えないが、 費用の確保におい て、 検非違使の果たし

3 検非違使と「橋

収にも、 行 一幸・御幸における 検非違使は関与していたものと考えられる。ここでは、 橋 の 設置が 「路次」 整備 0 環であったならば、 検非違使と 橋 橋 の設置にかかる労働 の関係について、 経済的 岃 角 0 徴

3-① 担当検非違使の人選

考えてみたい。

るものと思われるので、ここで扱うことにしたい。 まず考えたいことは、 担当検非違使の人選につい てである。 この点は、 労働力 費用の円滑な確保と密接に関係

『長秋記』大治二年(一一二七)十一月一日条には

検非違使成国和河儲;,竹橋,〈二也〉。 伝聞依;河上小橋之搆;、 有,国内大亡之愁,云々 〈成国日来住 此国、 称 法夫功、

号:,橋料、責;,平民、已庄園所」得巨多云々〉

とあり、 とが知られ、この時、 大治二年に行われた白河上皇の高野御幸に際して、 成国は、「夫功」「橋料」を徴収していた。 検非違使惟宗成国が大和国の河に 竹橋 を設置したこ

判明する。 5 ていたことは注目される。このことは、 検非違使惟宗成国は、 の事例において、 成国と大和国の関係につい まず注目されることは、 日頃から大和国に居住し、 永久五年 (一一一七) 五月五日 て述べておきたい。 「成国日来住;此国;」「已庄園所」得巨多」 庄園を多く所有する、 両者の関係を考える時、 「検非違使庁下文」(『朝野群載』巻十一) 大和国と関係の深い人物であったことが とある点である。 成国が造東大寺主典に就

四五.

任

命されており、

大和河 先

の状況を報告していることが知られるが

(『高野御幸記』 7御幸の際も、

天治元年十月二十三日条)、これ

が

なお

の惟宗成国

|の場合、

天治元年の鳥羽

上皇の高野

検

非違使として

「路次并橋行事」

たと考えること

検非違使と担当地域の関係が考慮されてい

のように、

路次

整備の担当検非違使の人選では、

されたのであろう。 係を有していたと理解すべきである。 違使として活動している以上、 (6) の位署欄に、 造東大寺主典の就任を契機にして、 (『朝野群載』 整備のために、 造東大寺主典少志惟宗朝臣成国」 巻十一)の位署欄にある「造東大寺主典少志惟宗、、」も、 時的に大和国に居住していた状況を読み取るべきであり、 彼の本拠は京にあったと思われ、 したがって、 成国は大和国との関係を強めていったものと想定される。 とあることから知られ、 前揭 『長秋記』 大和国とは、 0 「成国日来住 永久三年 所領 成国のものと考えられ <u>一</u>五 そうであるので、 (庄園) :此国: の所有というかたちで関 の記述 十二月二 ただ、 から 日来 成国 る。 Ė [は検非 おそら 国 駄

この 袮 た結果だと理解できよう。 員 成 抗によって、 られるが 一日条)。 国が、 ・散所を指揮して船十一艘を準備した「検非違使右衛門志村主重基」 ・費用の徴収を、 点を重視すれ .城国の有力者であった。重基が船の準備を担当した大きな理由は、 大和河 丹生谷哲一氏によると、 Щ 城 思うように進まない場合があった。このことを考慮した時、 先述したように、 国の有力者であったことも理由の一つであったと想定され 0 ば、 成国のような者が行えば、 橋 成国が大和国 設置 類似の事例として、永承三年(一〇四八)の藤原頼通の高野参詣に際し、 (大和国 行幸・御幸における「路次」 重基は頼通の下家司であっただけでなく、 0 の 「路次」整備を担当したことは偶然ではなく、 路次 現地の抵抗も少なく、 整備) を担当した事実は重要だと考える。 の整備にかかる労働者の動員・費用の徴 円滑な徴収が行えると考えられるからであ がいる(『永承三年高野山御参詣 、よう。 大和国に権益を持ち、 彼が頼通 Щ 城国紀伊 成国と大和国 の下家司であったからだと考え 都 の郡 なぜなら 司をも兼 同国との 0 関係が考慮され 収 淀 • は 労 ね 関 記』十月十 Ш 働 係が ていた人 者 崎 地 の刀 0 動 抵

も、成国と大和国の関係が考慮された人選と捉えることができよう。

3 - ② 検非違使の得分

は確認できなかったので、ここでは、 (「路次」整備)における検非違使の得分について考えたい。ただし、このことを明確に示す史料 可能性だけ述べることを予め断っておきたい。

ために、必要以上の徴収を行い、それによって、「大亡之愁」が起こったと考えることはできないだろうか。「前分」 じたことは注意しなければならない。ここから、成国は「夫功」「橋料」という名目のもと、自己の得分を確保する 付加的徴収を行っていたと想定することは可能であろう。 国のこの行動は、 あり続けた。このような社会状況を背景に見るならば、 勘料」「土毛」等の付加的徴収物は、 まず、注目したいことは、成国が「竹橋」の設置に際して、「称;;夫功;、号;;橋料;、責;;平民;」めたことである。成 **「竹橋」設置という公的業務を遂行するためであるが、これによって、大和国に「大亡之愁」** 制度的再編や減額策を受けつつも、 検非違使が「橋」を設置する際に、「夫功」「橋料」と共に 平安時代を通して、 下級官人の役人得分で が生

を解体した際に出る材料である。 もう一つ、 検非違使の得分になったと考えられるものは、 先述した承徳元年の春日社行幸では、 設置した「橋」である。 淀川と桂川に もっと具体的に言うと、「橋」 浮橋 が設置されたが、『中

春日行幸浮橋早可」破之由、下二知行事検非違使保成一了

右記』承徳元年四月二日条には

や材木は得分になり得るものである。 なったのかは知る術は無いが、 とあり、 たと考えることは無理な推測ではないだろう。一つの可能性として指摘しておきたい。 行幸が ?終了した後、 これらの 担当検非違使の得分になる場合もあったのではないだろうか。「橋」に使用された船 そのすべてが入ったわけではないにしても、 浮橋 は撤去されたことが知られる。 撤去された「浮橋」 その一 部が検非違使の手元に入っ が、 その後どう

四七

非違使の人選においては、 られることが指摘できると思う。②については、 しては 以上、 行幸・御幸における検非違使と「橋」に注目して検討を加えてみた。 労働力・費用の徴収の際に付加的に徴収した物、 検非違使が個人的に持つ地域との関係が考慮されたと思われること、②検非違使の得分と 推測に依る部分が大きいが、今後の論点の一つになると考え、 そして、設置した「橋」を撤去した際に出る材木等が考え その結果として、①「路次」担当の検

ž

で述べることにした。

- (1)『平安時代史事典』(角川書店)は浮橋について、 には 「富士河」に架けた浮橋が描かれている。 「船を並べて上に板を敷いて架けた橋」 と説明する。 なお、『一遍上人絵
- 2 中原俊章「検非違使と「河」と「路」」(『ヒストリア』一〇五、一九八四年)。
- 3 丹生谷哲一「検非違使とキョメ」(『検非違使 中世のけがれと権力』平凡社、一九八六年、初出一九八〇年)。
- 4 上横手雅敬「平安中期の警察制度」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九六九年)。
- 5 きた点を指摘している(中原俊章前掲注(2)論文)。 中原氏は、 検非違使が |河]|路]の管理を担当する理由として、 京職・国司が確保できなくなった公事(費用)を確保
- 7 6 | 丹生谷哲|| 「山城国紀伊郡石原荘の形成をめぐって―|| 円性所領成立の|| 要因|| 」(『日本中世の身分と社会』塙書房| 例えば、 成国は、 弾正台・左右京職・検非違使に下された大治五年十月七日付太政官符を奉行している(『朝野群載』 九
- 8 永松圭子「平安時代の前分と付加的徴収法」(『日本中世付加税の研究』清文堂出版、二○一○年)。
- 十七日条には、 『中右記』承徳元年二月十日条には、浮橋料として、 「桂川・淀川諸国所課浮橋等皆渡了」とあり、 「淀河百丈」「桂河廿三丈」が諸国に割り充てられており、 無事完成していることが知られる。

京都 た。 年高野御幸記』を用い 得分として お 同時に、 河 は、 たる大江景理による高野山復興事業 け !が両統迭立の危機に際して、 る検非違使と「橋」 第三章の羽根田論文では、 『寛治二年高野御幸記』 の権門とのつながりや、 章の海老沢論文は、 院政期の交通の問題として、 橋 整備の付 て、 に注目したもので、 新しい 加的徴収物の他に、 大江匡房が寛治二年(一〇八八) と円融上皇の東大寺における受戒の記録 新しい町場の形成に関わったことに注意を促した。 白河は皇位継承について宇多を理想として、 かつて同様の事態を回避した円融の東大寺参詣を先例にしたのではない 知見を提示しえたかと思う。 (九九八~一〇〇一)の顕彰の意図があったことを推測し、 院による高野御幸をとらえ、鳥羽上皇による「河内路」 路次にあたる地域と関係を持つ検非違使が関 撤去した 橋 の白河上皇の高野御幸を促したことの背景に、 の廃材があった可能性を指摘した。 『御受戒記』とを比較して共通点を見出 寺社参詣を行っていた可能性を指摘し、 第四章の手嶋論文は、 わっ たことや、 の設定が、 第二章の加 いずれも『寛治 行幸・ 検非違 河内長野 かと類推 藤論文 御幸に 族に

なく お本稿は、 出席した院生のみなさんに感謝します。 愛知県立大学大学院国際文化研究科日本文化専攻の平成三十年度授業成果である。 (「はじめに」「おわりに」文責は丸山裕美子) 本稿執筆者だけで

四 九